

令和7年（2025年）1月27日

令和7年4月1日使用分から 下水道使用料を約28%引き上げます

大阪狭山市は、令和7年4月1日使用分から、下水道使用料を約28%引き上げます。

大阪狭山市では、平成25年4月に下水道使用料を改定して以降、業務の効率性と職員削減などの経費削減に努めてきましたが、近年の節水型機器の普及や少子高齢社会の進行などにより、下水道使用料収入は年々減少が続いています。

また、下水道施設の老朽化に伴う更新需要の急増や昨今の物価上昇などにより、維持管理費用も年々増嵩しており、現在の使用料収入で経費を賄いきれない状況は、今後もさらに厳しくなることが予想されています。

このような状況を踏まえ、健全な事業運営の継続のため、令和7年4月1日から下水道使用料を改定します。

使用者の皆様には、ご負担をおかけすることとなりますが、今後も経営努力を継続し、効率的な下水道事業運営に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

使用水量別新旧料金比較表

（2か月分、税抜）

	改定前		改定後	
基本料金	1,800円		1,800円	
超過料金 (1m ³ につき)	1～20 m ³	0円	1～16 m ³	27円
	21～40 m ³	112円	17～40 m ³	115円
	41～60 m ³	133円	41～60 m ³	196円
	61～80 m ³	156円	61～80 m ³	214円
	81～100 m ³	156円	81～100 m ³	226円
	101～200 m ³	178円	101～200 m ³	236円
	201～1,000 m ³	230円	201～1,000 m ³	294円
	1,001～2,000 m ³	230円	1,001～2,000 m ³	330円
	2,001～m ³	265円	2,001～m ³	352円

問い合わせ 経営総務グループ（担当／三井） ☎072-366-0011